

平成23年 4月 7日

各 位

株式会社 北都銀行

## 東日本大震災により被災された方への代理現金戻しについて（追加）

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)では、4月4日(月)から東邦銀行にご預金をお持ちの被災された皆さまを対象に代理現金払戻しを行っておりますが、4月8日(金)より追加で、下記の10行とお取引されている皆さまに対しても代理現金払戻しを行いますのでお知らせします。

## 記

## 1. 当行が実施する代理現金払戻しの概要

## (1) 4月8日より対象となる金融機関

荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、  
きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行(10行)

## (2) 取り扱いの概要

対象となる預金	原則、普通預金、当座預金等の流動性預金(定期預金については、取引銀行にお問い合わせください)
払戻し金額等	原則、法人、個人とも、1日10万円
取扱店舗 取扱時間	当行の全本支店・出張所で、原則平日9時(一部インストアブランチは10時)から15時までの取り扱いとさせていただきます。
必要な書類	預金証書・通帳、届出の印鑑、およびご本人が確認できる資料(運転免許証等) ただし、上記の資料などをお持ちでない場合でも、ご本人の確認ができれば払戻しは可能です。
ご留意事項	預金の払戻しには、通常より時間がかかる場合や翌営業日の取り扱いとなる場合がありますので、予めご了承ください。

※受付銀行については、全国銀行協会のホームページをご確認ください。

以上